

平成 年 月 日

保護者の皆様
家长各位

船橋市立 小（中）学校
校長

教育委員会の医療券を使う「学校病」治療について
有关使用教育委员会医疗券治疗「学校病」的通知

教育委員会の医療券を使って治療を受ける時には、次の事項にご注意ください。
在使用教育委员会医疗券进行治疗时, 请注意以下事项:

1. 病院など医療機関に持っていくもの
去医院等医疗单位时的携带物

* 医療券
医疗券

* 「要保護及び準要保護児童生徒の学校病治療について（依頼）」医療機関あて文
向医疗单位交付の文书「要保護及び準要保硬児童生徒の学校病治療について（依頼）」

* 保険証（保険証がある方は、必ず持って行ってください。）
保险证（有保险证的人, 请务必携带。）

2. 医療費の援助金額について
有关医疗费补助金的金额

* 要保護の場合
被指定为要保护家庭的人:

保険証がない場合は、全額援助されます。
没有保险证的人, 补助医疗费的全部。

保険証がある場合は、3割分の援助となりますが、窓口支払いはありません。
有保险证的人, 将补助医疗费的百分之三十, 为此不需要付费。

* 準要保護の場合
被指定为准要保护家庭的人

保険証がある場合は、窓口支払い分（治療費の3割）が援助され、窓口支払いはありません（医療機関により、いったん窓口で支払ったあと、後日返金されることもあります）。

有保险证的人, 将补助需要在支付窗口支付的医疗费全部（医疗费百分之三十）, 为此不需要在窗口付费。（有的医疗单位需要暂且支付, 但事后将会退还。）

保険証がない場合は、3割分の援助となりますので、治療費の7割分は窓口支払いをしてください。（保護者負担）

没有保险证的人, 将补助所需医疗费的百分之三十, 百分之七十请自己支付（家长负担）。

3. 医療券が使える学校病について（下記以外の病気や治療法には使えません）
能使用医疗券的学校病（下例以外的疾病及治疗方法不能使用）

- | | |
|------------------|---------------|
| * う歯 | 虫歯 |
| * 結膜炎・トラコーマ | 結膜炎、沙眼 |
| * 中耳炎・副鼻腔炎・アデノイド | 中耳炎、副鼻腔炎、腺样增殖 |
| * 膿痂疹・疥癬・白癬 | 脓痂疹、疥癬、白癬 |
| * 寄生虫 | 寄生虫 |

4. その他
其他

- * 学校病の治療は、教育委員会の医療券の使用が優先されます。生活支援課の医療券や、父子・母子医療援助は、学校病以外の治療や学校病であっても指定された治療法以外の時に使用できます。
治疗「学校病」时，以使用教育委员会医疗券为优先，生活支援课的医疗券以及父子、母子医疗补助可在治疗学校病以外的治疗以及学校病的指定治疗方法以外时可以使用。
- * 医療券は、月毎に医療機関で記入していただき、すみやかに学校に提出してください。
此医疗券每月一定要请医疗单位填写并将填好的医疗卷迅速向学校提出。
- * 都合により、使用しなかった場合は、医療券を学校に返してください。
如果因某种原因医疗券没使用的话，请还给学校。